

令和 5 年第 1 回大多喜町議会定例会

2 月会議会議録

令和 5 年 2 月 1 日 開会

令和 5 年 2 月 1 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和五年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和5年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録目次

第 1 号 (2月1日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
日程の追加及び順序の変更	21
議長の辞職	21
日程の追加及び順序の変更	22
議長の選挙	23
日程の追加及び順序の変更	25
議席の一部変更	25
日程の追加及び順序の変更	25
副議長の辞職	26
日程の追加及び順序の変更	27

副議長の選挙	27
常任委員会委員の選任	29
議会運営委員会委員の選任	30
休会について	31
散会の宣告	31
署名議員	33

第 1 回大多喜町議会定例会 2 月会議

(第 1 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録

令和5年2月1日（水）

午後 2時00分 開会

出席議員（12名）

1番	渡 辺 善 男 君	2番	渡 邊 泰 宣 君
3番	野 村 賢 一 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	根 本 年 生 君	6番	吉 野 僖 一 君
7番	山 田 久 子 君	8番	渡 辺 八寿雄 君
9番	山 口 定 夫 君	10番	森 久 君
11番	吉 野 一 男 君	12番	麻 生 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
総 務 課 長	麻 生 克 美 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	西 川 栄 一 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
環境水道課長	和 泉 陽 一 君	特別養護老人ホーム所長	木 島 丈 佳 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 原 幸 男	書 記	市 原 和 男
書 記	鈴 木 孝 一		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第1号 監査委員の選任について

日程第 4 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 令和 4 年度大多喜町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 7 議案第 4 号 令和 4 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 5 号 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4
号）

追加日程第 1 議長の辞職

追加日程第 2 議長選挙

追加日程第 3 議席の一部変更

追加日程第 4 副議長の辞職

追加日程第 5 副議長選挙

日程第 11 常任委員会委員の選任

日程第 12 議会運営委員会委員の選任

◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和５年第１回定例会２月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから、令和５年第１回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより２月会議を開きます。

（午後 ２時００分）

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和５年の第１回議会定例会２月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきたいと思います。

本日は、令和５年第１回議会定例会２月会議を招集させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、御手元に配付させていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

さて、本日の会議事件でございますが、人事案件が１件、常勤の特別職及び一般職の職員の給与改定に関する条例の一部改正議案、そして、一般会計と２つの特別会計の補正予算、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算の議案をそれぞれ提出させていただいております。

各議案ともに十分ご審議をいただきまして、可決くださいますよう心からお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。令和４年第１回議会定例会、令和５

年1月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、1月26日に実施しました例月出納検査及び11月10日、11日に実施しました定例監査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 根本 年生 君

6番 吉野 僖一 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（麻生 勇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要領第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。

このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で令和6年1月29日招集予定ということであります。そこで、過日開催しました議会運営委員会で協議の結果、本日から令和6年1月26日まで360日間とする会期の案が決定されております。

つきましては、令和5年第1回大多喜町議会定例会の会期は、議会運営委員会で決定された会期案のとおり、本日2月1日から令和6年1月26日までの360日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から令和6年1月26日までの360日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、同意第1号についてご説明を申し上げたいと思います。

議案つづりの1ページをお開きいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、述べさせていただきます。

次の者を大多喜町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町部田7番地、氏名は滝口延康、生年月日は昭和28年1月23日でございます。

提案理由でございますが、現監査委員の滝口延康氏の任期が本年2月15日で満了いたしますため、引き続き監査委員として選任をするため議会の同意を求めるものでございます。

滝口氏につきましては、株式会社京葉銀行の要職を務めるなど、金融、経済、また会計上の知識が豊富で人格も高潔な方でありますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの3ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ、12月支給分を100分の10引き上げようとするものでございます。

第2条、本条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

この改正は、第1条において12月支給分を100分の10引き上げた支給割合を変えずに6月支給分と12月支給分に均等に配分する改正でございます。

続いて、附則でございます。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の施行日を令和5年4月1日から定めるものでございます。

附則第2項は、第1条の改正規定の適用日を令和4年12月1日から適用することを定めるものでございます。

次のページをお開きください。

附則第3項は、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和4年8月8日に国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。その内容は、民間給与が国家公務員給与を921円、0.23パーセント上回っていることから初任給及び若年層の俸給月額を上げること、また、特別給である期末勤勉手当につきましても民間が公務を上回っていることから国家公務員の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げることなど、実施時期は、月例期については令和4年4月から、勤勉手当につきましては12月支給の勤勉手当から適用されたところでございます。千葉県の人事委員会におきましても昨年10月13日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っているところでございます。これらを踏まえ、本町におきましても人事院及び県の人事委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

この第1条の第23条第2項第1号の改正は、一般職の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を10パーセント引き上げ、100分の105とするもので、同項第2号の改正は、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を5パーセント引き上げ、100分の50とするものでございます。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて給料表を改めようとするもので、平均改定率は、行政職1の給料表で0.3パーセントの引上げでございます。

人事院勧告による各級の改定率でございますが、1級で1.7、2級で1.1、3級で0.2、4、5級でゼロパーセントとなり、6級、7級の改定はなく、若い職員に重点を置いた改定の内容となっております。

次に、ページのほう飛びまして、20ページをお開きください。

20ページ、第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、第1条で改正した第23条第2項第1号中の支給率を100分の100に、同項第2号中の率を100分の47.5に改めるものでございます。

本改正は、令和5年4月1日から、職員の勤勉手当の年間支給割合を変えずに6月と12月

の支給割合を2分の1ずつの支給率に改め、再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員につきましても年間支給割合を変えずに2分の1ずつの支給率に改めるものでございます。

次の21ページをお願いします。

第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表の改正は、特定任期付職員の1号級の給料月額を1,000円増額し、37万6,000円に改めるものでございます。

第8条第2項の改正につきましては、特定任期付職員の期末手当の12月分の支給割合を5パーセント引き上げ、100分の167.5に改めるものでございます。

次の第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、第3条条例で改正した第8条第2項中の支給割合、支給率を100分の165に改めるもので、特定任期付職員の期末手当につきまして、令和5年4月1日から、年間の支給割合を変えずに6月と12月の支給割合を2分の1ずつに改めるものでございます。

次の第5条の大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、この改正は、これまで55歳以降の昇給に係る抑制措置を本改正条例の附則にて規定し運用しておりましたが、千葉県人事委員会勧告に準じ、55歳以降の昇給を停止するため必要な改正をするものでございます。

最後に、附則でございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は適用日を定めるもので、第1条の給料表の改正、第3条の特定任期付職員の給料表の改正につきましては令和4年4月1日から適用し、第1条の勤勉手当の支給割合の改正と第3条の期末手当の改正につきましては令和4年12月1日から適用することを定めるものでございます。

次に、22ページにわたりますが、附則第3項は、給料表改定の適用日である令和4年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員につきまして所要の調整ができることを定めるものでございます。

附則第4項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

附則第5項は委任規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） 今、若い方のお給料の引上げの改定がメインだということでご説明をいただきました。

具体的に、一般職、または介護職の方のそれぞれ高卒、大卒の初任給では、どの程度の金額が上がり、お給料が幾らになるのか、ちょっと数字で教えていただければと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問でございますが、初任給改定の額につきまして、行政職給料表 1 に係る高卒、大卒の改定額、率につきまして、初めにお答えさせていただきます。

初めに、高卒でございます。高校卒の初任給につきましては、この給料表 1 級の 2 号級になります。改正前は 15 万 600 円、改正後は 15 万 4,600 円になります。改定額は 4,000 円の増でございます。率としてプラス 2.66 パーセント。

続きまして、大学卒の初任給でございます。表の中の 1 級の 25 号給になります。改正前の金額につきましては 18 万 2,200 円、改正後の金額につきましては 18 万 5,200 円となりまして、額で 3,000 円の増でございます。改定率は 1.65 パーセントという形になります。

続きまして、介護職給料表に係る高卒、大卒の改定額、率についてお答えさせていただきます。

高校卒、初めにお答えさせていただきますが、高校卒の初任給につきましては、1 級の 1 号給になります。改正前 15 万 9,800 円、改正後の金額は 16 万 4,100 円ということになりまして、改定額で 4,300 円の増でございます。率として 2.69 パーセント。

続きまして、大学卒でございます。大学卒につきましては、1 級の 17 号給と初任給基準となっております。改正前の額につきましては 18 万 1,400 円、改正後の額につきましては 18 万 5,200 円という形で、改定額 3,800 円の増、改定率といたしまして 2.09 パーセントのアップという形になっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第3号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第3号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

この補正予算は、先ほど可決いただきました特別職及び一般職の給与条例の改正等に伴う人件費の補正でございます。

令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,423万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくって、28、29ページをお開きください。

2、歳入、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税894万8,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として地方交付税を増額するものでございます。

歳出予算については、給与費明細書により給与改定等の補正額を説明させていただきますので、38、39ページをお開きください。

給与費明細書、1、特別職の表中、区分欄の比較で説明をさせていただきます。

長等の項、期末手当22万1,000円、括弧内0.10は年間の支給率0.1月分、共済費2万円、合計24万1,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

次のページをお開きください。

一般職、1号、総括の上の表は、会計年度任用職員とそれ以外の職員の合計で、今回の補正は、給与費の給料261万2,000円、職員手当474万8,000円、共済費90万6,000円、合計で826万6,000円の増額でございます。

職員手当の内訳として、その下の表をご覧ください。

区分の欄、比較の項、時間外勤務手当6万7,000円、期末勤勉手当463万2,000円、住居手当4万9,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

ページの一番下の表、第2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をご覧ください。

給料の区分261万2,000円、職員手当474万8,000円の増額は、説明欄記載の事由によるものでございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の事項別明細書ですが、議案の30ページから37ページになります。

今回の給与改定等による補正額について、款項目順にそれぞれの事業別に、給料、職員手当、共済費の補正額を記載してございます。そのうち、特別会計の繰出金として32、33ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明欄の国民健康保険特別会計繰出金と目5の介護保険事業費の説明欄、介護保険特別会計繰出金は、それぞれの特別会計への人件費に対する法定繰出金でございます。

以上で、令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第4号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案第4号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案つづり51ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、給与改定に伴い歳入歳出をそれぞれ増額しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,562万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、56、57ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款の6繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金19万9,000円の増額補正は、給与改定に伴う職員給与費等繰入金の補正でございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、58、59ページをお願いいたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費19万9,000円の増額補正は、給与改定に伴い国民健康保険関係職員人件費を補正するものでございます。

以上で、令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第 8、議案第 5 号 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第 5 号 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明させていただきます。

議案つづり 71 ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の増額に伴う補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 1,169 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

76、77 ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6 万円の増額。

款 6 県支出金、項 2 県補助金、目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3 万 1,000 円の増額。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 24 万 2,000 円の増額でございますが、いずれも職員人件費の増に伴うものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

78、79 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 17 万 6,000 円の増額。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業 11 万 2,000

円の増額、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費4万5,000円の増額補正、こちら職員人件費の増に伴うものでございます。

以上で、令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第6号 令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案つづり91ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正であります、一般会計と同様に、給与改定に伴う人件費の補正となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文については朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

令和４年度大多喜町水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。

第１条、令和４年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第１款水道事業費用、第１項営業費用ですが、38万7,000円を増額し、営業費用の総額を４億7,400万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第３条、支出ですが、第１款資本的支出、次のページをお開きください。

第１項建設改良費ですが、４万6,000円を増額し、建設改良費の総額を１億872万1,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第４条、予算第７条中7,589万5,000円を7,632万8,000円に改める。

詳細につきましては、104ページから107ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明いたします。

104ページをお開きください。

支出ですが、目１原水及び浄水費５万1,000円、目２配水及び給水費９万1,000円、目３総係費24万5,000円を増額補正は、給与改定に伴う職員給与費の増額です。

次の106ページになりますけれども、資本的支出、目３配水施設費４万6,000円を増額につきましても給与改定による増額になります。

以上で、議案第６号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第10、議案第7号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(木島丈佳君) 議案第7号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)につきましてご説明をさせていただきます。

109ページをご覧いただきたいと存じます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この補正予算は、一般会計と同様、給与改定、職員の退職による人件費の増減、2月、3月に退職が見込まれる職員の補充に係る人材派遣委託料の増額、職員数の減少のため近隣の老人保健施設へ転所していただく入所者の負担軽減助成金の計上などによるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)。

第1条、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、第2項営業外収益でございますが、200万円を増額し、補正後の営業外収益の総額を1,604万2,000円とするものでございます。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用でございますが、181万9,000円を増額し、補正後の営業費用の総額を2億7,771万5,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を1億9,506万9,000円から1億9,429万円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきますので、122ページ、123ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、目4その他営業外収益、補正予定額200万円の増額補正は、エネルギー、食料品価格の高騰による高齢者施設への影響を緩和するために県より交付される物価高騰対策支援事業県補助金による増となります。

収益的収入及び支出の支出でございますが、項1営業費用、目1総務管理費、補正予定額72万9,000円の減額補正は、職員の退職による人件費の減額と給与改定による増額によるもの、また、入所者の方で近隣の老人保健施設へ転所する際に係る診断書作成料の計上によるものでございます。

目4施設介護事業費、補正予定額254万8,000円の増額補正は、2月、3月に退職が見込まれる職員の補充に係る人材派遣委託料の増額と職員数の減少のため近隣の老人保健施設へ転所していただく入所者の方々の負担軽減助成金の計上によるものでございます。

112ページから121ページまでの給与費明細書等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今のご説明の中で、123ページの利用者負担軽減助成金76万9,000円、これは何人ぐらいで、人によってそれぞれ違うんでしょうけれども、大体平均1人どのくらいの金額を助成するのかと、これを想定している期間は何か月ぐらいを想定していますでし

ようか。

○議長（麻生 勇君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 想定している金額は、近隣の施設で一番高いところの施設で1人頭10万9,810円、差額ですね。そちらのほうを今回計上してございますのは2月利用分ということで、1か月分でございます。3月以降の分は新年度で計上させていただく予定です。新年度については、6月までの計上を予定しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで暫時休憩したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

3時から再開したいと思います。

（午後 2時51分）

○副議長（末吉昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、私、副議長、末吉昭男がしばらくの間、議長の職務を務めます。よろしく願いいたします。

（午後 3時00分）

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（末吉昭男君） ただいま、議長、麻生勇議員から議長の辞職願が提出されました。お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の辞職

○副議長（末吉昭男君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、麻生勇議員の退場を求めます。

（12番 麻生 勇君退場）

○副議長（末吉昭男君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（宮原幸男君） それでは、辞職願のほうを朗読させていただきます。

令和5年2月1日、大多喜町議会副議長、末吉昭男様。

大多喜町議会議長、麻生勇。

辞職願。

このたび都合により議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（末吉昭男君） お諮りします。

麻生勇議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

したがって、麻生勇議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

麻生勇議員の入場を認めます。

(1 2 番 麻生 勇君入場)

○副議長（末吉昭男君） 麻生勇議員に申し上げます。

議長の辞職の件につきましては、ただいま許可されましたのでご報告申し上げます。

辞職されました麻生勇前議長からご挨拶があります。よろしくお願いします。

○ 1 2 番（麻生 勇君） いろいろお世話になりました。議長を退任するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

顧みますと、2年前の議会におきまして、議員の皆様の推挙によりまして名誉ある議長に就任することができました。本日、これまで皆様方のご支援とご協力をいただき、大過なくその職責を果たせたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

私が議長就任時は、コロナウイルスの蔓延期に当たり、各会議や会合等が書面議決あるいはリモート会議等で、満足に対面での仕事ができなかったことに歯がゆさが残るような状態です。議会会議の進め方に対しましても議員各位の意に沿わない議事運営をしたこともあったと思いますが、これも私自身の自責の念に耐えないものがあります。それにもかかわらず、議長として守り立て、ご支援をいただき、お礼の申し上げようがありません。また、議長としての推挙に当たり、ご期待もありましたでしょうに、非才のために、そのご期待に沿い得なかったことに対しまして深くおわびを申し上げることでございます。

議長を退任いたしましても変わらぬご指導をお願いいたしまして、退任の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○副議長（末吉昭男君） 麻生勇前議長には、大変お疲れさまでございました。

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（末吉昭男君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（末吉昭男君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局が投票箱の準備をいたします。

（議場を閉める）

○副議長（末吉昭男君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に山田久子議員、渡辺八寿雄議員、山口定夫議員を指名します。

事務局から投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名ですが、フルネームでお願いいたします。

（投票用紙の配付）

○副議長（末吉昭男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。大丈夫でしょうか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（末吉昭男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼により議席順に投票）

○副議長（末吉昭男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田久子議員、渡辺八寿雄議員、山口定夫議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長（末吉昭男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

渡邊泰宣議員 11票

吉野僖一議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、渡邊泰宣氏が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

○副議長（末吉昭男君） ただいま議長に当選されました渡邊泰宣議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選された渡邊泰宣議員に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） それでは、ただいまの選挙の結果で、私に議長をということで皆さん
推挙いただきました。誠にありがとうございます。

選挙の結果ですけれども、まだ経験が自分としてはあまりないというふうに思っております。今、世間の情報とかいろいろありますけれども、コロナの影響で、なかなかいろいろ活動ができないようなところもあります。今の情報で、徐々に少なくなっているような感じは受けられますので、私もできればそういうことに進んで参加して、少しでも大多喜町の明るさというか、いい方向に向けるようなことに力を注ぎたいと思います。また、住んでよし、来てよし、そういう大多喜町をできれば少しでも協力したいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 以上で、私の職務を終了させていただきます。

議員各位のご協力、誠にありがとうございました。

ここで新議長と交代させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊泰宣君） それでは、議事進行につきまして、議員各位のご協力をよろしくお願

い申し上げます。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

議長選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の一部変更を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の一部変更を行います。

◎議席の一部変更

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部変更を行います。

12番議席ご着席の麻生勇議員の議席を2番に変更します。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

15時30分までを休憩といたします。

（午後 3時21分）

○議長（渡邊泰宣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（渡邊泰宣君） ただいま、副議長、末吉昭男議員から副議長の辞職願が提出されまし

た。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第４として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第４とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第４、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、末吉昭男議員の退場を求めます。

（４番 末吉昭男君退場）

○議長（渡邊泰宣君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（宮原幸男君） それでは、朗読をさせていただきます。

令和５年２月１日、大多喜町議会議長様。

大多喜町議会副議長、末吉昭男。

辞職願。

このたび都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

末吉昭男議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、末吉昭男議員の副議長の辞職を許可することを決定しました。

末吉昭男議員の入場を認めます。

（４番 末吉昭男君入場）

○議長（渡邊泰宣君） 末吉昭男議員に申し上げます。

副議長の辞職の件につきましては、ただいま許可されましたのでご報告いたします。

辞職されました末吉昭男前副議長からご挨拶があります。

○4番（末吉昭男君） 2年間、副議長として麻生議長のもとで共に努めさせていただきました。皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長の方からの話の中にありましたように、コロナ禍ということで、会議も少なからず活動できませんでしたけれども、これからまた一議員として皆様とともに頑張りたいと思いますので、今後もよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 末吉前副議長には、大変ご苦労さまでした。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（渡邊泰宣君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（渡邊泰宣君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、山田久子議員、渡辺八寿雄議員、山口定夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名ですが、フルネームでお願いします。

（投票用紙の配付）

○議長（渡邊泰宣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（渡邊泰宣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼により議席順に投票）

○議長（渡邊泰宣君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

山田久子議員、渡辺八寿雄議員、山口定夫議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（渡邊泰宣君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

渡辺善男議員 10票

吉野一男議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、渡辺善男議員が副議長に当選いたしました。

議場の出入口を解きます。

（議場を開く）

○議長（渡邊泰宣君） ただいま副議長に当選されました渡辺善男議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選されました渡辺善男議員に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

渡辺善男議員。

○副議長（渡辺善男君） 一言、挨拶を申し上げます。

ただいまの副議長選挙で、渡辺善男を選出いただきまして誠にありがとうございました。皆さん方の貴重な1票を投じていただき、大変光栄と思うと同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。

これからは、渡邊泰宣議長の補佐役として、そしてまた議会運営の調整役として、これまでの経験と皆様方のご指導によって円滑な運営に尽くしていきたいと思います。何分、皆さん方も今後、これまでと同様、それ以上に、議員各位のご指導、またご理解、ご協力が必要になるかと思うので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、就任挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎常任委員会委員の選任

○議長（渡邊泰宣君） 日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました常任委員会名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました常任委員会委員名簿のとおり選任することに決定しました。

常任委員会委員の任期は、令和5年2月1日から令和7年1月24日までとなります。

常任委員会委員が選任されましたので、委員長及び副委員長の選任を行います。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選任については、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、選任の方法は議長の指名によることを決定しました。

それでは、各常任委員会委員長、副委員長を指名します。

総務文教常任委員会 委員長 野村賢一議員

副委員長 根本年生議員

福祉経済常任委員会 委員長 麻生 勇議員

副委員長 末吉昭男議員

以上のとおり指名いたします。よろしくお願いします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（渡邊泰宣君） 日程第12、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に野村賢一議員、麻生勇議員、根本年生議員、末吉昭男議員、渡辺善男議員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

議会運営委員が選任されましたので、委員長及び副委員長の選任を行います。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選任については、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、選任の方法は議長の指名によることを決定しました。

それでは、委員長、副委員長を指名いたします。

委員長 野村賢一議員

副委員長 麻生勇議員

以上のとおり指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により明日２月２日から３月31日まで休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日２月２日から３月31日までを休会とすることを決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 ３時５６分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

副 議 長 渡 辺 善 男

前 議 長 麻 生 勇

前 副 議 長 末 吉 昭 男

署 名 議 員 根 本 年 生

署 名 議 員 吉 野 僖 一